

# 院内感染対策に関する取組事項

## 1 院内感染対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当センターは、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わるすべての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

## 2 院内感染対策のための委員会その他の当該病院等の組織に関する事項

当センターにおける感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染対策に関する事項を検討します。

また、感染防止対策チーム（ICT）を委員会内に設置し、感染防止対策の実務を行います。

## 3 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした研修会・講習会を年2回行っています。

## 4 感染症の発生状況の報告に関する事項

法令に定められた感染症届出のほか、院内における耐性菌などに関する感染情報レポートを作成し、感染防止対策チームでの検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

## 5 院内感染発生時の対応に関する事項

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染防止対策チーム（ICT）が感染対策に速やかに対応します。また、必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

## 6 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行が見られる場合には、ポスターなどの掲示物で広く院内に情報提供を行います。あわせて感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解とご協力をお願いします。

## 7 その他

院内感染防止対策マニュアルを作成、最新のエビデンスに基づいて改訂し、その周知と遵守の徹底をはかります。